

令和8年3月13日  
東京電力パワーグリッド株式会社

## 消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第21条第1項の規定に基づき届出を行った離島等供給約款(令和8年6月1日実施。)において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、離島等供給約款〔高圧用〕Ⅲ(契約種別および料金)に定める料金率については小数点以下第3位で、離島等供給約款〔高圧用〕別表3(燃料費等調整)(2)に定める基準燃料単価および離島等供給約款〔高圧用〕別表3(燃料費等調整)(3)に定める基準市場単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 離島等供給約款〔高圧用〕Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
業務用季節別時間帯別電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	2,530.00	230.00
電力量料金		
ピーク時間		
1キロワット時につき	21.65	1.97
昼間時間		
1キロワット時につき		
夏季料金	21.06	1.91
その他季料金	19.68	1.79
夜間時間		
1キロワット時につき	14.56	1.32
高圧季節別時間帯別電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	2,530.00	230.00
電力量料金		
ピーク時間		
1キロワット時につき	21.65	1.97
昼間時間		
1キロワット時につき		
夏季料金	21.06	1.91
その他季料金	19.68	1.79
夜間時間		
1キロワット時につき	14.56	1.32
高圧季節別時間帯別電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	2,530.00	230.00
電力量料金		
ピーク時間		
1キロワット時につき	21.65	1.97
昼間時間		
1キロワット時につき		
夏季料金	21.06	1.91
その他季料金	19.68	1.79

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
夜間時間		
1キロワット時につき	14.56	1.32
業務用電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	2,530.00	230.00
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	18.16	1.65
その他季料金	17.13	1.56
高圧電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	2,530.00	230.00
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	18.16	1.65
その他季料金	17.13	1.56
高圧電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	2,530.00	230.00
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	18.16	1.65
その他季料金	17.13	1.56
ベーシックプラン		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	2,530.00	230.00
電力量料金		
1キロワット時につき	17.43	1.58
臨時電力		
電力量料金		
1キロワット時につき	20.92	1.90
農事用電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	614.00	55.82
電力量料金		

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
1キロワット時につき		
夏季料金	14.08	1.28
その他季料金	13.34	1.21
自家発補給電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	2,530.00	230.00
電力量料金		
1キロワット時につき	17.43	1.58
自家発補給電力B		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	2,530.00	230.00
電力量料金		
1キロワット時につき	17.43	1.58

(2) 離島等供給約款〔高圧用〕別表3（燃料費等調整）（2）に定める基準燃料単価

単位	基準燃料単価	消費税等相当額
	円	円
1キロワット時につき	0.144	0.013

(3) 離島等供給約款〔高圧用〕別表3（燃料費等調整）（3）に定める基準市場単価

単位	基準市場単価	消費税等相当額
	円	円
離島等供給約款〔高圧用〕別表3（燃料費等調整） （3）イにより基準市場単価を定める場合		
1キロワット時につき		
毎年1月の料金に係る計量期間等	0.474	0.043
毎年2月の料金に係る計量期間等	0.474	0.043
毎年3月の料金に係る計量期間等	0.397	0.036
毎年4月の料金に係る計量期間等	0.397	0.036
毎年5月の料金に係る計量期間等	0.397	0.036
毎年6月の料金に係る計量期間等	0.397	0.036
毎年7月の料金に係る計量期間等	0.492	0.045
毎年8月の料金に係る計量期間等	0.492	0.045

単位	基準市場単価	消費税等相当額
	円	円
毎年9月の料金に係る計量期間等	0.492	0.045
毎年10月の料金に係る計量期間等	0.397	0.036
毎年11月の料金に係る計量期間等	0.397	0.036
毎年12月の料金に係る計量期間等	0.474	0.043
離島等供給約款〔高圧用〕別表3（燃料費等調整）		
（3）ロにより基準市場単価を定める場合		
1キロワット時につき		
毎年1月1日から1月31日までの期間	0.474	0.043
毎年2月1日から2月28日までの期間 （閏年となる場合は、2月29日までの期間）	0.474	0.043
毎年3月1日から3月31日までの期間	0.397	0.036
毎年4月1日から4月30日までの期間	0.397	0.036
毎年5月1日から5月31日までの期間	0.397	0.036
毎年6月1日から6月30日までの期間	0.397	0.036
毎年7月1日から7月31日までの期間	0.492	0.045
毎年8月1日から8月31日までの期間	0.492	0.045
毎年9月1日から9月30日までの期間	0.492	0.045
毎年10月1日から10月31日までの期間	0.397	0.036
毎年11月1日から11月30日までの期間	0.397	0.036
毎年12月1日から12月31日までの期間	0.474	0.043